

道路占用許可のオンラインサービスを開始します！

道路占用許可の手続きは、現在、窓口のみで受付を行っていますが、7月15日（金）から「マイナポータルぴったりサービス」を活用したオンラインによる申請も可能になります。

これは県内初の取組みで、オンライン申請により、手続きの負担軽減が図られます。

●サービス概要

- ・受付内容 道路占用許可
- ・受付範囲 都城市内全域の市道
- ・開始時期 令和4年7月15日（金）

●オンライン申請すると・・・

- ・いつでも 24時間申請できる
- ・どこでも パソコン・スマホでどこでも申請できる
- ・時間短縮 窓口に行く必要がない



※これまでの紙による窓口申請も引き続き受け付けます。

※法定外道路（里道）の占用申請はこれまでどおりです。

【道路占用許可とは】

- ・公道に物を継続的に設置したり、地下に管などを埋設したりする場合は、道路管理者の占用許可が必要です。

【問い合わせ】維持管理課 電話 23-2752